

**熊本大学古本募金「熊本大学次世代支援事業～Next Generation Support Project～」**  
**委託業務仕様書**

**1. 事業名**

熊本大学古本募金「熊本大学次世代支援事業～Next Generation Support Project～」

**2. 事業の趣旨**

熊本大学（以下「本学」という。）の学生、卒業生、教職員及び退職者等から利用し終えた書籍及び音楽 CD（以下「書籍等」という。）を寄附いただき、書籍等が新たな利用者へ提供されることによる知の伝播に貢献するとともに、提供される際に生じた価額を本学学生の教育支援に充て、本学の教育活動の充実に資することを目的とする。

**3. 委託業務内容**

- (1) 受託者ウェブサイト等による広報
- (2) 寄附者から送付の書面又は受託者ウェブサイトフォーム入力による申込の接受
- (3) 寄附者からの書籍等の集荷による接受
- (4) 書籍等の仕分け及び市場価値を考慮した買取価額の算出
- (5) 本学への買取価額の振込
- (6) 本学への寄附内訳報告書の提出
- (7) 寄附者への買取価額を記載した報告書の送付
- (8) 社会への書籍等の還元

**4. 契約の有効期間**

契約締結日から複数年契約とする。なお、更新する場合は本学の会議体で審査を行う。

**5. 名称等の取扱い**

- (1) 本学と受託者の同意の下、相互の名称及びロゴ（以下「名称等」という。）を各々ウェブサイト及び印刷物（以下「制作物」という。）に掲示・掲載できるものとする。ただし営利を目的とする制作物には使用しない。
- (2) 契約の有効期間が終了した場合には、本学と受託者はただちに相手方の名称等の使用を中止するとともに制作物への掲示・掲載を中止する。

**6. 再委託の禁止**

受託者は、業務を自ら行うものとし、第三者にその業務を委託し、又は請け負わせることはできない。

**7. 振込時期及び方法等**

受託者が行う 3（5）の時期は、当月分をまとめて翌月月末までに本学が指定する口座宛てに振り込むものとする。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

## 8. 報告書の提出

受託者が行う3（6）は、3（2）の申込書を添え、7と同時に行う。

## 9. 個人情報保護

本学及び受託者は、本プロジェクトの運営において知り得た寄附者に関する一切の事項及びいかなる情報をも、第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

## 10. 継続案件

契約の有効期間の終了した場合であっても、有効期間内より継続中の業務の処理に関しては、有効期間内と同様に業務を行う。

### 11. 期中解除

本学及び受託者は、契約の有効期間中であっても、解除期日の3月前までに相手方に書面により通知することにより契約を解除することができる。

### 12. 解除

受託者が次の各号に該当する場合は、本学は、契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの申立てがあったとき。
- (2) 期限までに振込を行わないとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき。
- (5) 租税公課を滞納して督促状に記載された期日までに完納しなかったとき又は差押を受けたとき。
- (6) 合併、株式交換、株式移転その他の組織再編行為を行ったとき。ただし、債務及び義務の履行能力に悪影響を及ぼさず、かつ、甲の事業と競合しないときを除く。
- (7) 監督庁より営業又は認証の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (8) 刑事訴追をされたとき。
- (9) 信用状態に重大な変化が生じたとき。

### 13. その他

事業の実施に際して不明な点については、本学マーケティング推進部基金担当と協議の上行うこと。

以上